○厚生労働省告示第三百五十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表五百十五の項中「使用する」を「おいて」に改め、「打ち込み」の下に「又はステープルの打ち込み及び組織の切離」を加える。

○厚生労働省告示第三百五十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第1に次のように加える。

1105　気管支サーモプラスティ用カテーテルシステム

別表第2に次のように加える。

1804　経皮的血管内弁カッタ付カテーテル

○厚生労働省告示第三百五十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

1200　気管支サーモプラスティ用カテーテルシステム

○厚生労働省告示第三百六十号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本文に次のように加える。

813　気管支サーモプラスティ用カテーテルシステム

814　経皮的血管内弁カッタ付カテーテル

○農林水産省告示第千二百二十五号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十七日

農林水産大臣　西川　公也

第三百六十九号中「別海西本町四番地」を「別海緑町百十六番地九」に改める。

第四百十一号中「阿南中央漁業協同組合」を「旧阿南中央漁業協同組合」に、「平成二十二年十月」を「平成二十二年十月　平成二十六年六月」に改める。

第四百六十八号の次に次の一号を加える。

四百六十九　阿南中央漁業協同組合　徳島県阿南市那賀川町色ケ島塩ケ崎二十二番地一　平成二十六年七月

○農林水産省告示第千二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷菅生二七五の一、二七七の一、五三二の三、五六九の一（次の図に示す部分に限る。）、五七八の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷菅生二七五の一・二七七の一・五三二の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五六九の一、五七八の七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　埼玉県飯能市大字坂石字三武越二〇の一、二〇の二、三〇の一、三三、三四、四九から五一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三武越二〇の一・二〇の二・三〇の一・三三・三四・四九から五一まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷菅生五九一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷菅生五九一の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県島田市伊久美字釜ノ沢六二三九の八、六二三九の九、六二三九の一二、六二三九の一三、六二三九の一六、六二三九の一七、六二三九の一九、六二三九の二〇、六二四一の五、六二四一の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅